

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係7

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43712

轉例存正 ②

ソカ 万
ヒヒ 博

大政事外務官
務次 典房
巨官 参事長
儀書文会 菅
総人電厚計

国資 参調析企
長 参領旅移
領 移 長

参地中東
長 参西
参北北保
参一二
参西東洋
西基

近ア長 参審近ア
経 次総経国万

長 参調統
参政技二
参協長 国一理

参協規
参政経科
軍社専
参道内外

文長

4/4/4 抜いた... (手記)

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

Z65

総番号(TA) 53143 主管
 69年11月24日19時30分 韓国 発着
 69年11月24日20時18分 本省 着

外務大臣殿 金山 [大使] 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題 (韓国関係)

第1395号 極秘

り東元元外務部長官が、23日館員(カカ書記官)に述べたところ要旨次のとおり。

1. 自分(り)のみるところ、日米共同声明は、韓国の考え方をよく理解して出されたものであり、その他の日本側の談話等をも総合すると、韓国の立場からも満足すべきものと思う。ただ全体として、今次会談は政治的しきさいが極めて厚なものと思われるので、自分としてはサトウ、ニクソン両首のうの秘密会談の内容いかに関心をもつ。

2. 22日ゆう刻サイ外務部長官と会った際、同長官は共同声明の内容はまあまあだとその感想をもらしていた。自分(り)の経験からしても、外務部長官の立場上、かかる表現を用いた発言であればおおむね満足していることを示すものと見て間違いない。

3. サトウ総理の訪米直前に日本で行なわれた学生等の反対デモは、日本政府がやらせたものとはもちろん思わない

外務省

土屋 一 官 長

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

が、今次交渉を日本政府に有利に導くことにプラスしたといえよう(日韓会談の際にも、今でこそお話できることであるが、韓国政府は会談を有利に導くため韓国の学生デモをやらせたものである)。何となれば、ニクソン大統領は日本についての理解が深く、オキナワ問題に対する日本国内世論の圧力によりサトウ政権をく境に追いつまないう配慮するほどの人物だからである。

(3)

- 2 -

外務省

安全維持上の英米同盟関係は
西米諸国等に公露出来ぬ事
に注意せらる。

組月協定を指しおき、当然本記

1. 日内閣政府の意向を（直脚）に

作成せらるるものである
(~~外務省~~とLT)

（~~外務省~~）と女に朱に転電し、中華

民国に転報した。

(T)

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘 68

大政事外務省
 事務次官 典房
 大臣官舎審長 長
 儀審文会 菅
 総人電厚計
 国資長 参調析企
 領移 参領旅移

電信写

総番号(TA) 52759 米 玉 主管
 69年 11月 20日 23時 40分 米 玉 発着
 69年 11月 21日 13時 12分 本 省 着 米局長

外務大臣 殿 下田 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理
 總理、米大統領会談

第3790号 特秘 大至急

アイチ大臣より
 總理、大統領会談は順調に進み2/日予定通り共同声明発
 出の運びにある。20日現在の共同声明案修正点は今や中
 に電報する。
 韓国、中国に転電した。

(3)

ア 参中東
 長 北東西
 参北北保
 中南審
 参西東洋
 長 西東
 近ア長
 参書近ア
 長 次総経国万
 参質統
 参政技二
 参国一理
 参条協規
 参政経科
 参社専
 参道内外
 文長 一二

外務省

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘 465

大政事外務省
 事務次官 典房
 大臣官舎審長 長
 儀審文会 菅
 総人電厚計
 国資長 参調析企
 領移 参領旅移

電信写

総番号(TA) 53508 中国 主管
 69年 11月 26日 16時 30分 中国 発着
 69年 11月 26日 18時 16分 本 省 着 阿局長

外務大臣 殿 板垣 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理
 「オキナワ返かん」共同コミニケに対する当国対応

第654号 特秘 至急

貴電ア局合第4769号に関し
 25日当地米大使館アームストロング代理大使の原に対す
 る内話下記の通り。

記

米大使館では2/日よる共同コミニケ全文をワシントン
 から受取り、22日(土よう)朝外交部に会見を申入れた
 が、先方は会見内容を知っていたにかかわらず24日(月
 よう)に延ばし、同日モーザ参事官が外交部北米司セン副
 司長に会つて次の3点に重点を置いて説明した。
 つまり(イ)返かんはオキナワを米のアジアに対するCOM
 MITMENTを遂行するための米軍基地として今後も
 有効に機能せしめるといふFRAMEWORKの中で行な
 われること、(ロ)特に韓国、台湾、ヴィエトナム等に関
 連する不慮の事態発生に際しては、日米安 保条約
 上の事前協議問題を含み、米が安全保障のCOMMITM
 ENTを遂行できるような措置するといふことが日米間の
 共通の理解であること、(ハ)返かんに関する細部の取極

ア 参中東
 長 北東西
 参北北保
 中南審
 参西東洋
 長 西東
 近ア長
 参書近ア
 長 次総経国万
 参質統
 参政技二
 参国一理
 参条協規
 参政経科
 参社専
 参道内外
 文長 一二

外務省

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

めと日米両国の立法措置が完了することを前提として、1972年返かんされることとなるが、これにより両国の友好関係は一層強化され、特に今回日本は共同声明が日米安保条約をけん持することを表明していることもあつて、このことはアジアの友人諸国の利益と合致すること、の3点である。

以上の説明に対してセン副司令長は特にきょう味を示すふうも見せず、外交部スポークスマン、情報司長のSTATEMENT（往電第648号）に触れて、同ステートメントは外交部として立法院の強こうな反応を考慮しながら作成したが、他方できるだけMILDな表現にするためのく心もした。ともかくこの問題については余りに心配（が）で「欲しい」というふうな返事をしただけであつた。

自分の判断として国民政府としては、最早この問題を大きなISSUEとして取上げる意図は持たないように思われる。（なお当館として、その後特に本件に関し国府側にコンタクトしておらず、たまたま24日ランチで原が同席したチン外交部次長との打合せに基づき共同コミニケ及びサトウ総理のNATIONAL PRESS CLUBにおけるSPEECHを送付した程度であるが、同ランチ席上もチン次長は本件に深入りせず、共同声明に対する日本国内における反響につき質問した程度の趣である。）

-2- (3)

外務省

極秘

ソカヒ 万博

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 53017
 69年 11月 22日 18時 40分
 69年 月 日 20時 17分
 中国 本省 籍 北1

外務大臣殿 板垣大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん問題（当地紙報道振り）

第647号 平 至急

1. 22日付当地紙は、民営紙の連合報が1面トップに「米、1972年までのオキナワ返かんに同意」「米、日とそに中口、島の安全に「影響を及ぼさない旨の門」の見出して共同コミニケの発表を報じた外は各紙ともほぼ同様の見出して1面ではあるが比較的小さな扱いをしており、また党中央部機関紙の中央日報は2面の扱い、省政府機関紙の新生報は全く報じていない。

2. また上記新生報、中央日報を除く各紙は2/日ソソ外交部スポークスマンが同日の記者会見において、「オキナワの返かんに関するわが方の立場は不変である」と発表した旨あわせて報じている。（右発言は記者会見に出席した某記者によれば、記者団の質問に対し答えたもので、予め用意された書式文形式のものではなかつた旨。）

3. 共同コミニケに対する簡評等は22日現在まだ行なわれていない。

(3)

外務省

- 大政事外外務省
- 事務次長 典房
- 臣官官審審長 長
- 儀審文会管給
- 参入電厚計
- 参制折企
- 参領移
- 参地中東
- 参北北
- 参一
- 参西東洋
- 参西
- 参普近ア
- 参統二
- 参政二
- 参条協
- 参政経科
- 参道内外

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

政策によりアジア防衛をアジアに負わせる方針をとり、米国の防衛負担のうめ合せを日本にさせようとしたこと。(ロ) サトウ政府は米国にとって最も親米的政府であるところ、同総理が本件交渉に失敗すればその後これほどの親米政府を期待できないこと。(ハ) 経済問題につき日本側の譲歩を求める必要があること、等の事情があつたとしている。また、中華民国の立場は既にくり返し表明されている通りオキナワの帰属は関係国の協議によるべきこと、特に現下の国際情勢下においてはオキナワの基地はアジア・太平洋地域の安全にとって重要であることから更にしん重に対処すべしということにある。この観点から言えば、共同コミュニケで中華民国の見解に合致するのは「米国の中国及び韓国に対する安全保障義務に影響を及ぼさない状況の下において」オキナワを返かんすること、サトウ総理が台湾地区の平和と安全の保持が日本の安全に重要であることを確信しているとされている点のみである。われわれがコミュニケにおいて返かんとするのは第1に、オキナワ帰属の解決が関係国による協議の原則によつていないこと、第2に、両首のうが中共が対外関係において更に「協力的」更に「建設的」な態度をとることを期待していることである旨論じている。

4 23日付ゆう刊紙では、英字紙チャイナ・ニューズが各紙を通じて初めて社説を掲げたところ。要旨次の通り。

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

1969年末の今日。いわば一挙に1972年が近づいたかの如くであるが、日本は現実にはまだオキナワを所有しておらず、今後国際情勢の転変如何によつては米国は決定を急ぎ過ぎたとさともあり得よう。現時点では、米国はオキナワは返かんのみならず核兵器の撤去にも同意し。他方、緊急事態での核持込みについては表現振りが極めてあいまいで無意味に等しい。日本側は今後交渉において得べきものをすべて得たことに満足していよう。米国はオキナワの見返りにせん維のクオータすら獲得し得なかつた。アジアの自由諸国は米国のかような一方的なオキナワ処理に不満であるが、これは反日感情によるものでない。一第1に、オキナワ人は日本人ではなく、第2に、中華民国及び韓国は十分に協議を受けなかつたこと、そして第3に、**敗戦**国である日本が一方的に得たし、オキナワを自由アジアの防衛に即刻かつえいきゆう的に利用せしめるとの保証すら求められなかつたことである。

米国の今次の決定はオキナワ返かんが実現しなければ、日米安保条約が更新されないであろうとの想定に基いているが、事実はそうではない。オキナワの返かんの確約ができたとにより、日米の左よくが安保反対の声を弱めるであろうか。明年6月米国は日本の左よくが依然として強いつな反米運動を行なうことを知らされることになる。

(3)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

を踏きし、西太平洋防衛線のキイポイントたらしめるようにすべきである。

2. 24日付、自立はん報

共同声明は中華民国と韓国との不満をやわらぐるためリュウキウの日本への返かんが米国の右両国に対する安全上の約束に影響を及ぼさざる旨述べ、また、サトウ総理も米国での記者会見で朝鮮半島と台湾地区は日本の安全にとつて極めて重要であると語っているが、しかし、われわれはリュウキウ返かんに関するニクソン政府の一方的な決定は一種のはい信的行爲であると認めざるを得ない。

カイロ宣言、ポツダム宣言、サンフランシスコ平和条約などは米中両国が何れもその署名国であり、わが中華民国政府は米国がこれらの国際条約をじゆん守するより要求する十分な権利がある。

わが外交部スポークスマンのリュウキウ諸島の地位の問題が当然とらるべき手続きによらず、急に決定されたのは遺憾である旨の談話はあくまでえんきよくを事とした発言であるが、国際条約を守り、国際信義を重視する中国人にとつて、ただ遺憾と言うだけで済むであらうか。

率直に言えば、ニクソンとサトウの決定は米国のはい信であり、日本の強だつてである。サトウ政府は日本左派学生

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

もう動を利用し、リュウキウが返かんされざれば総選挙で自民党の勝利が保証されず、日本の政権は親共反米の社会党ににぎられ、その結果はどうなるかと相手に思わせた。また、サトウは米国が対日輸出を増やし、貿易の均こうを求めているのを切つて、日本の外国為替に対する統制をゆるめずに米国商人の投資を受入れることをかけ引きの手段とした。自分の国に有利なことを求めるのは当然なことであるからこの友邦(日本)を多く非難したくはないが、それとの対比においてわれわれは自国の外交が軟弱に過ぎることをつう感する。

リュウキウが日本に返かんされたことの影響は甚大である。リュウキウの戦略上の地位はアジア及び西太平洋の安危につながっている。米国がリュウキウを日本に返すからには最低限度、日本がアジア・太平洋地域の安全を担うべきであるが、現在の日本にその能力があるかどうか極めて疑わしい。日本は70年代に「経済的大国」に成長したあと将来の政治路線がどうなるかはサトウも現在それを保証し得ない。われわれが米日両国に対し直言したい点は、米国がリュウキウ返かんをもつてアジアから撤退の手始めとしないこと、また日本は過去の経験と教訓によつて特にこの2年内に具体的行動をもつてアジア・太平洋地域

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

の安全のため責任を負うべきであるということである。

3. 25日付、チャイナ・ポスト

ニクソン・サトウ共同コミュニケにより1972年でのリュウキウ返かんが決定されたが、中華民国はリュウキウがかつて中国の領土であつたこと、及びその地位の更改は直ちに自国の防衛に影響を及ぼすことの原因からリュウキウ問題を極めて重要視して来た。

リュウキウの将来の地位を決定するに当つて米日両国は、オキナワ住民の独立の願望を無視した。カイロ、ポツダム宣言が尊重されるならば両国は当然オキナワ住民の声にみみをかすべきであつた。両宣言は日本の旧植民地の自決を保障しているのである。

リュウキウの返かんは現実には3年もの後に行なわれるのでこの間様々な事件が発生しよう。率直に言つて共産勢力がアジアの平和と安全に極めて深刻なきょういを及ぼした場合、米日両国が如何なる措置を執るのかわれわれは知らされていない。その際日本統治下のオキナワは自由アジアの軍事基地の機能を停止しているかも知れない。

共同コミュニケが米國から引続き軍事施設を保持する権利を確認しているのは事実であるが、これには本土なみの事前協議の制約が課されていることになつているところ、か

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

かる制約の下では緊急事態に対処できないことは自明である。米國がリュウキウ返かんを決定した今日、われわれは日本政府が米國が緊急事に際して行なう基地使用の如何なる要請に対してもじん速かつ同情的な考慮を払うことを希望する。

{3}